

福岡県耐震改修促進計画改定骨子案(R7)

1. 耐震化を取り巻く社会動向

(1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

- ・S53.6 宮城県沖地震 →S56.6 新耐震基準が施行(建築基準法)
- ・H7.1 阪神・淡路大震災 →H7.12 耐震改修促進法施行
- ・H17.3 福岡西方沖地震など大地震頻発 →H18.1 改正耐震改修促進法施行
- ・H19.3 福岡県耐震改修促進計画策定
- ・H23.3 東日本大震災 →H25.11 改正耐震改修促進法施行
- ・H28.4 熊本地震 →H31.1 改正耐震改修促進法施行令施行
- ・R6.1 能登半島地震 →R7.7 基本的な方針改正

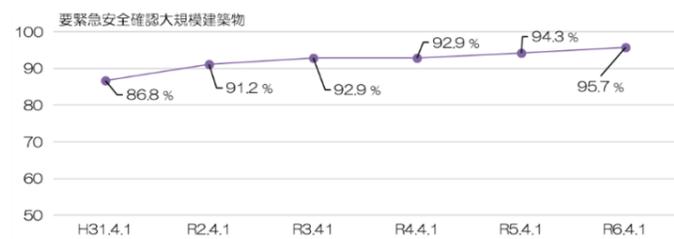
2. 福岡県における耐震化の課題

(1) 想定される地震の概要(新防災アセス反映予定)

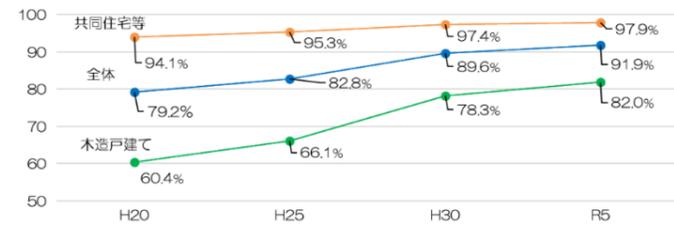
- 県内の想定震源断層のうち、最大震度は水縄断層の想定で、一部の地域に震度7を予測
- 建物被害は水縄断層の想定で最も大きい被害が想定されており、全壊、半壊合わせて約37,000棟と予測

(2) 耐震化の状況

○要緊急安全確認大規模建築物



○住宅



(3) 福岡県の耐震化の課題

- ◇防災上重要な建築物の耐震化
 - 耐震診断が義務化された大規模特定建築物のさらなる耐震化促進が必要
 - 災害時の防災拠点機能や民間建築物に対する先導的役割が求められる公共建築物の耐震化促進が必要。特に、市町村施設の耐震化が進んでいないため耐震化促進が必要
 - 倒壊により多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物の耐震化が必要
 - 住宅の耐震化率が目標値を下回っており、特に木造住宅の耐震化が必要
 - 耐震化率向上にあたっては、耐震化だけでなく除却の促進も必要

- ◇意識啓発・知識の普及
 - 耐震化による地震発生リスク回避が建築物所有者自らの問題であることの意識啓発が必要
 - 福岡県でも西方沖地震など大きな地震が起こる可能性があることの再認識が必要
 - 地震の恐ろしさ、地震発生によるリスクを認識し、防災意識を保持するための取組みが必要
 - 気軽に相談でき正しく有益な情報を得ることができる相談体制の充実が必要
 - 昭和56年の耐震基準導入以降で平成12年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すことが必要

- ◇耐震化に向けた環境整備
 - 県民の生命・財産を守るために建築物の耐震化に対する法に基づく適切な指導・助言等が必要
 - 補助制度、仮住まいの確保など耐震化を進める上で所有者の負担軽減に関する情報提供が必要

- ◇建築物全般の安全対策
 - 構造体の耐震化と併せ、天井落下対策など非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要
 - 家具等の転倒防止等、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要
 - 土砂崩れや建築物の敷地の崩壊、液状化など地盤の安全性確保に対する対策が必要

3. 目標について

建築物の耐震化をさらに促進するために、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部改正を踏まえ、計画改定を行う。

(1) 耐震化の目標(計画期間R8~R17年度)

目標設定の基本的な考え方

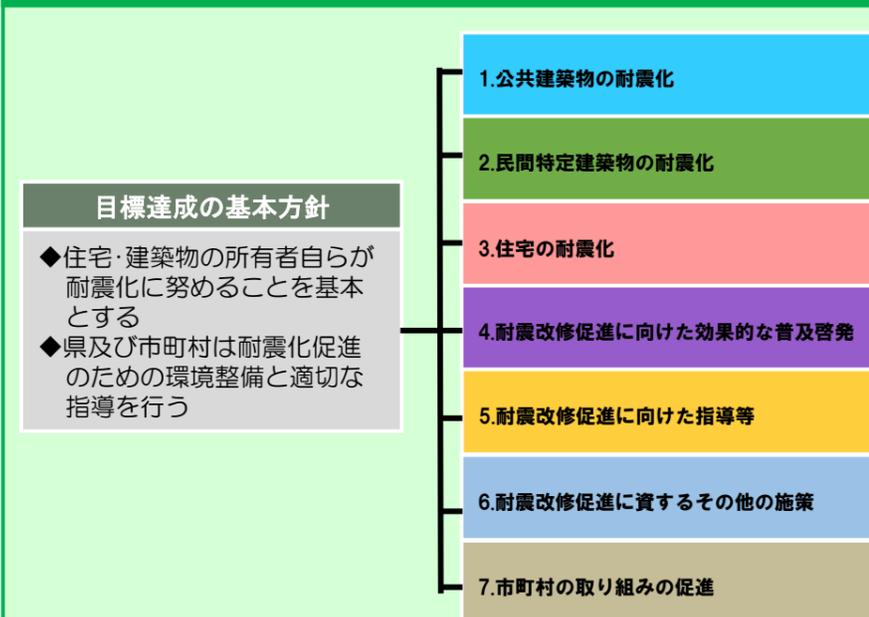
- 耐震改修促進法に基づく基本的な方針における国の目標
 - ・要緊急安全確認大規模建築物⇒R12までにおおむね解消
 - ・要安全確認計画記載建築物⇒早期におおむね解消
 - ・住宅⇒R17までにおおむね解消
- 本県においては、耐震化の現状、施策による効果及び国の目標を考慮し、耐震化の目標を設定する。

耐震化の目標

	(参考) 現状値	目標設定
要緊急安全確認大規模建築物	95.7% (R6.4.1時点)	R12までにおおむね解消
住宅	91.9% (R5.10.1時点)	R17までにおおむね解消

4. 施策について

施策の体系



耐震化を進める上での具体的な施策

施策	具体的な施策	変更	
1. 公共建築物の耐震化	1) 重点的かつ計画的な耐震化の促進	(1)公共建築物の耐震化の考え方 (2)公共建築物の優先度分類による効果的な耐震化の促進 (3)防災拠点建築物の指定による計画的な耐震化の促進 ※1) (2)防災拠点の耐震化の促進に移行 (3)補助制度等の活用による計画的な耐震化の推進	移行
	2) 防災拠点の耐震化の促進	(1)防災拠点の耐震化の促進	追加
2. 民間特定建築物の耐震化	2) 県有建築物の耐震化の推進	(1)県有建築物の耐震化の考え方 (2)県有建築物の耐震対策 (3)耐震対策の推進	除外
	1) 適切な指導等による耐震化の促進	(1)適切な指導等の実施 (2)大規模な民間特定建築物への補助等の実施 (3)建築物所有者へのメリット提示	
	3) 通行障害建築物の耐震化の促進	(1)建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進 (1)通行障害建築物の耐震化の促進 (2)緊急輸送道路の強化に向けた関係機関との調整	追記
3. 住宅の耐震化	1) 耐震診断・耐震改修等への支援	(1)耐震診断アドバイザーによる耐震診断の実施 (2)国・関係機関と連携した建築物所有者への支援 ※高齢者向けリバースモーグー型住宅ローン (3)建て替えと耐震改修両面での耐震化の促進 ※マンション関係法の改正	追記
	2) リフォーム時における耐震化の誘導	(1)リフォームと一体となった耐震改修工事の促進 ※省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修や段階的な耐震改修等の実施 (2)リフォーム業界と連携した耐震化の誘導 (3)安心してリフォームが行える環境整備	追記
	3) 市町村及び関係機関との相談ネットワークの充実・強化	項目を削除し、7.1)耐震化連絡協議会に移行	移行
	3) 除却等の促進	(1)除却等の促進	追加
4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	4) 新耐震(S56~H12)木造住宅の耐震化促進	(1)耐震性能検証法の普及促進	追加
	1) 防災意識の向上	(1)防災教育の充実 (2)地域ぐるみの防災活動の促進 (3)手軽に出来る耐震対策 (4)防災情報の提供	
	2) 耐震改修促進に関する情報の提供	(1)多様な媒体による正しく有益な情報の提供 (2)継続的な情報提供活動の実施	
5. 耐震改修促進に向けた指導等	3) 研修等の実施による耐震改修に資する人材確保	(1)耐震診断アドバイザー等の育成 (2)地域に根ざした専門的技術者の養成 (3)関係機関・団体の連携による安心して依頼できる事業者紹介制度	
	1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施	(1)指導等の対象建築物 (2)指導方法の考え方	
6. 耐震改修促進に資するその他の施策	2) 各行政庁でのネットワークづくりの推進	(1)所管行政庁との連携 (2)定期的に耐震化を促進する活動の実施 (3)耐震改修計画の認定 (4)耐震評価委員会による評価	
	1) 建築物の総合的な安全対策の実施	(1)特定行政庁等との協力 (2)ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上 (3)窓ガラス等の破損・落下防止 (4)天井等の非構造部材の安全性の向上 (5)エレベーター閉じ込め防止等建築設備全般の安全性向上 (6)特定優良賃貸住宅等の空家の活用 (7)地方住宅供給公社及び都市再生機構による耐震診断・耐震改修の実施 (8)台風被害等への複合的な対策による耐震化	
7. 市町村の取り組みの促進	2) 市町村耐震改修促進計画改定ガイドラインの作成	(1)木造住宅耐震化に向けての連携強化 (2)特定建築物耐震化に向けての連携強化	追加
	2) 市町村耐震改修促進計画改定ガイドラインの作成	(1)市町村耐震改修促進計画改定の促進 (2)地震ハザードマップの作成・公表について	追加
	2) 市町村耐震改修促進計画改定ガイドラインの作成	(1)ガイドラインの作成 (2)地震ハザードマップの作成・公表について	除外 移行